

情報(重要)

平成20年12月

平成20年12月12日、与党において「平成21年度税制改正大綱」が取りまとめられました。

同大綱において、上場株式等(公募株式投資信託を含む。)の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期限を平成23年12月31日までの間、延長する旨などが記載されております。

今後、法制化に向けて、国会において審議されることとなります。

平成21年度税制改正大綱(与党)

- 1 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し
平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)とする。
- 2 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長
 - (1)平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例を1年延長する。
 - (2)国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例を平成23年12月31日まで(現行:平成21年3月31日まで)延長する。
- 3 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長
平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例を1年延長する。

平成20年12月19日、財務省が公表した「平成21年度税制改正の大綱」におきましても、上記の与党大綱と同じ内容が記載されております。

上場株式等の譲渡益及び配当の課税について(個人)

【現行】

	~ H20.12	H21	H22	H23	H24.1~
税率	10%	【原則】 20% 【特例措置】 上場株式等の譲渡益 10% (500万円以下の部分) 上場株式等の配当 10% (100万円以下の部分)		20%	
損益通算	-	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1~ 確定申告による対応 H22.1~ 源泉徴収口座(特定口座)内における 損益通算を可能に			



【改正案】

	~ H20.12	H21	H22	H23	H24.1~
税率	10%	10%			20%
損益通算	-	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1~ 確定申告による対応 H22.1~ 源泉徴収口座(特定口座)内における 損益通算を可能に			

(注) 恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率(7%)は、平成23年12月31日まで延長(【現行】平成21年3月31日まで適用。)